

令和6年度関西・高知周遊促進事業等委託業務
公募型プロポーザル審査要領

令和6年度 関西・高知周遊促進事業等委託業務 公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査は、次の項目をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度 関西・高知周遊促進事業等委託業務 公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は200点満点とし、審査項目及び各項目の配点は次のとおりです。

(1) 企画コンセプト	(20点)
(2) 全体統括の内容	(20点)
(3) ウェブサイトの更新内容	(60点)
(4) オンライン広告の内容	(60点)
(5) 業務遂行能力	(30点)
(6) 見積経費	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された書類等に基づき、審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和6年8月26日(月)(予定)
- (2) 場所 オンラインによる実施を予定

※詳細な日時やプレゼンテーションの順番は、参加資格要件の確認結果に基づき、該当者に別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、別紙審査基準に基づき、提出された書類に対する審査と併せて企画提案書をもとに、プレゼンテーションを実施いただきます。
- (2) プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分(予定)とし、資料等の追加は認めません。また、プレゼンテーションはWEB会議ツールZoomを用いる予定ですが、画面共有機能の使用も認めませんので、ご注意ください。
- (3) 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員等からの質疑の時間(30分を予定)を設けます。
- (4) 審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (5) 審査結果が拮抗した場合は、各審査委員で再度審査し候補者と次点者を選定します。
- (6) 審査委員から申し出のあった場合には、候補者なしとする場合があります。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 企画コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の企画コンセプトは、明確かつ本事業の目的と合致しているか。 ・ 国際観光分野での高知県の現状が把握できているか。 	20
(2) 全体統括の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括責任者は、インバウンド誘客における十分な実績やノウハウを有しているか。 ・ 統括責任者として、各業務における役割が十分に果たせるか。 	20
(3) ウェブサイトの更新内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデルルートは、関西圏から本県への誘客に繋がるような魅力的なテーマが設定されており、外国人観光客が実際に利用可能な内容となっているか。 ・ モデルルートについて、高知ならではの食や自然、歴史・文化体験などの魅力に訴求する内容となっているか。 ・ 体験コンテンツ（着地商品）の特集ページについて、予約増加に繋がるようサイト構成にあたっての効果的な工夫等が具体的に提案されているか。 	60
(4) オンライン広告の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン広告の実施手法は、具体的かつ明確に提案されており、かつ効果的なものとなっているか。 ・ 広告配信の媒体は、ターゲットに対して有力な媒体であることがその根拠とともに記載されているか。 ・ 事業効果を測定する適切な目標値が設定され、またそれを達成するために効果的な手法が提案されているか。 	60
(5) 業務遂行能力 (実施体制・スケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体を把握し、委託者とのやりとりが円滑にできるような人員配置がなされているか。 ・ 業務の遂行に無理のないスケジュールであり、進捗管理が十分に行える体制となっているか。 ・ ネイティブチェック体制は適切か。 	30
(6) 見積経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業執行が可能な金額であるか。 ・ 効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。 	10
	合計	200